

地域雇用開発奨励金

戦略産業雇用創造プロジェクトに係る特例支給 のご案内

制度概要

地域雇用開発奨励金は、雇用機会が不足している地域において雇用機会を創出し、雇用を維持する事業主に対して助成するものです。

戦略産業雇用創造プロジェクト（戦プロ）実施地域（※1）において支給要件を満たした事業主に対しては、**基本支給額に加え、上乗せ助成者数（※2）に50万円を乗じた額を上乗せして支給します。**

支給要件

主な支給要件は以下のとおりです。戦プロ実施地域における支給要件は、地域雇用開発奨励金の基本的な支給要件とは一部異なりますのでご注意ください。

なお、地域雇用開発奨励金の基本的な支給要件の詳細については「地域雇用開発奨励金 支給申請の手引」をご覧ください。

	基本的な支給要件 (手引に記載されている支給要件)	戦プロに係る特例支給の要件
計画書の提出		事前に協議会に申請し、承認を得ること
対象事業主 (手引 5ページ)	「同意雇用開発促進地域」（※3）において事業所の設置・整備を行うこと	「戦プロ実施地域」において事業所の設置・整備を行うこと
対象労働者 (手引 13ページ)	「同意雇用開発促進地域又は当該同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域」に雇い入れ日時点で居住する求職者	「対象区域を含む該当都道府県全域」に雇い入れ日時点で居住する求職者
支給額 (手引 3ページ)	基本支給額は50～800万円を3年間（最大3回） ※ 中小企業事業主・創業の場合、追加助成あり	基本支給額に加え、上乗せ助成者数×50万円を支給（1回目のみ）
完了日 (手引 17ページ)	原則、完了届提出日 ※ 計画日から完了日までは最長18か月	原則、完了届提出日 ※ 計画日から完了日までは最長18か月 戦プロ実施期間最終日以降に支給申請する場合は、戦プロ実施期間終了日
支給申請期限 (完了届提出期限) (手引 17ページ)	計画日から起算して20か月を経過する日の前日	戦プロ実施期間終了日が平成30年3月31日の場合 平成28年10月1日以前 平成28年10月2日以後 計画日から起算して20か月を経過する日の前日 戦プロ実施期間終了日から起算して2か月を経過する日

ご注意ください！

- 支給申請期限までに申請しない場合、基本支給額、上乗せ助成額のいずれも受給できません。
- 戰プロ用として提出した計画を、通常の地域雇用開発奨励金の計画（同意雇用開発促進地域等）に変更するためには、提出した計画書を取り下げ、新たな計画書を提出する必要があります。

（※1）戦略産業雇用創造プロジェクト実施地域（平成28年4月現在）：北海道、青森、岩手、山形、群馬、新潟、富山、山梨、静岡、滋賀、三重、京都、兵庫、和歌山、鳥取、島根、山口、徳島、愛媛、高知、福岡、熊本、大分、宮崎、鹿児島

（※2）上乗せ助成者数：完了日の該当年度毎に、雇い入れる対象労働者の総数を上限として協議会が承認します。

（※3）同意雇用開発促進地域：対象地域は、厚生労働省HPまたは都道府県労働局に確認してください。

トップページ「分野別の政策一覧」>雇用・労働「雇用」>施策情報「雇用関係助成金」>3.従業員を新たに雇い入れる場合の助成金「地域雇用開発奨励金」